

平成29年2月15日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

発議者 齊藤 一義

木曾 利廣

田中 豊

山本由美子

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会  
会議規則第14条の規定により提出します。

## 議第 1 号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 項中「 7 人」を「 8 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。